



ごみ NOW

編集と発行 守山市ごみ・水環境問題市民会議(事務局:市役所環境生活部ごみ減量推進課 584-4692)

10月1日から

ごみの分別方法等 が変わります

これまで**トレイ類**として分別収集してきた容器包装プラスチックと、**破碎ごみ**として収集してきたプラスチック類やゴム・皮革製品、繊維類などは、**焼却ごみ**に変更します。

①ごみの分別方法が変わります

現在の分別方法

10月からの分別方法

分別区分	品目	例
焼却ごみ	生ごみ、紙くず、木質ごみ、草	料理くず、紙コップ
トレイ類	容器包装プラスチック	カップ、容器トレイ
破碎ごみ	プラスチック類	カップ、歯ブラシ
	ゴム・皮革製品、繊維類	靴、カバン、まくら
	家電類(家電4品目除く)	電子レンジ、扇風機
	小型金属類	鍋、フライパン
	陶磁器、ガラス類	茶碗、湯のみ、グラス
	金属を含む複合品	折りたたみ傘、リモコン

焼却ごみ
週2回

破碎ごみ
月1回

新分別のお願い

長さ50cmを超えるプラスチック類、ゴム・皮革製品、繊維類のものは、できるだけ切って**焼却ごみ**に入れてください。

②指定ごみ袋等の手数料が変わります

焼却ごみ指定袋(10枚入り)



手数料
大(45L): 450円
中(30L): 300円
小(15L): 150円

袋デザイン、素材を変更

※現行から1.5倍の大きさになります。

破碎ごみ指定袋(10枚入り)



手数料
大(45L): 450円
小(30L): 300円

袋デザインを変更

新しい指定ごみ袋は9月中旬から販売登録店などで販売開始

その他の手数料 粗大ごみ処理券は360円、自己搬入は10kgあたり140円に変更します。

③現行の焼却・破碎ごみ指定袋はそのまま使えます

お持ちの焼却ごみ、破碎ごみ指定袋は、10月1日以降もそのまま使用できます。(令和3年6月改正)

④収集日程が変わります

- ① 破碎ごみは、月1回、水曜日収集になります。収集日は収集地区により変更となります。
- ② 資源物の収集回数は変更ありませんが、収集日は収集地区により変更となります。
- ③ カセットボンベ・スプレー缶は、原則月1回、金曜日収集ですが、収集地区により変更となりますので、詳しくは、ごみ・資源物収集カレンダーをご確認ください。
- ④ 蛍光管の収集は、水曜日から金曜日に変更します。収集日は収集地区により変更となります。

※なお、焼却ごみの収集日程は、変更ありません。

収集日程など詳しくは、「ごみ・資源物収集カレンダー」をご確認ください。

⑤トレイ類指定袋は1枚10円とし、新たな指定ごみ袋の代金として交換できます

分別変更に伴い、10月1日からトレイ類指定袋は使用できなくなります。お持ちの未使用のトレイ類指定袋1枚を10円相当とし、トレイ類指定袋1枚から新たな指定ごみ袋10枚入りと差額交換します。現金での返金はいりません。

【交換期間】 令和3年10月1日から令和4年3月31日まで（半年間）

【交換窓口】 市役所（市民協働課）、ごみ減量推進課（交流拠点施設内）、各地区会館

※いずれも開庁時、開館日のみ

※指定ごみ袋販売店では交換できません。

【交換例】



⑥自己搬入方法が変わります

- ① もりやまエコパーク環境センターへのアクセス方法が変わります。
- ② 自己搬入の申請方法および環境センター内の自己搬入ルートが変わります。

月に1回のみ軽トラック・乗用車で搬入する場合、これまで市役所等で申請が必要でしたが、10月からは申請は不要です。直接、環境センターに搬入ください。

※月に2回以上搬入する場合や、多量搬入する場合は、ごみ減量推進課または市民協働課で**事前申請が必要**です（事前確認等行う場合がありますので、搬入の10日前申請要）。

詳しくは、ごみ・資源物収集カレンダーをご覧ください。



もりやまエコパーク環境センターへのアクセス方法（これまでとは異なります）

分別方法が変わっても、ごみの減量化・分別、資源化にご協力ください

まずはごみを作らない、ごみを減らすことが大切です。適切に分別することで、本来ごみとして捨てていたものが貴重な資源物となります。そのためにも、3R=Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を実行しましょう。